

# 1.社会背景を踏まえた児童相談所整備の必要性

## 1-1.社会的背景

- 全国の児童虐待対応件数は、平成29年度速報値において133,778件となり、統計が始まった平成2年の1,101件と比べ約120倍となっており、児童虐待に対する国民や関係機関の意識の高まりが表われている。（平成30年8月30日：厚労省報道発表資料）
- こうした背景を受け、国は児童虐待防止に関する法の改正等を行ってきたほか、平成28年には「児童相談所強化プラン」を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師の増員を掲げるなど、児童虐待対策の強化に取り組むこととしている。
- 児童相談所の設置に関しては、平成16年の児童福祉法改正により、中核市程度の人口規模の市で設置可能とされたほか、平成28年の改正では、5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置するための支援の方策を検討するとされている。
- 児童相談所以外にも、市区町村は子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことを国は求めている。（子ども家庭総合支援拠点の設置の努力規定）

### 【参考】

#### ○子ども家庭総合支援拠点の法的位置づけ

地域のリソースや必要なサービスを有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（児童福祉法第10条の2）

#### ○業務内容

1. 子ども家庭支援全般に係る業務
2. 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
3. 関係機関との連絡調整
  - ①要保護児童対策地域協議会の活用
  - ②児童相談所との連携、協働
  - ③他関係機関、地域における各種協議会等との連携
4. その他の必要な支援

- 平成30年3月に発生した目黒女児虐待事件をうけ、政府の臨時関係閣僚会議にて「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられた。

## 【緊急に実施する重点対策】

- I. 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- II. 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底
- III. 児童相談所と警察の情報共有の強化
- IV. 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除
  - …体制強化として以下を全国ルール化
    - ・リスクアセスメントシートの活用
    - ・一時保護措置解除及び家庭復帰の判断に際し、チェックリストの活用
    - ・解除後の児童福祉司指導や地域の関係機関による支援
- V. 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施
- VI. 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定
  - …体制強化として「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ平成31年度から平成34年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を以下骨子に基づき、年内に策定。
    - ・児童福祉司、児童心理司等、専門職の職員体制、専門性の強化
    - ・一時保護の体制強化策
    - ・子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの、市町村における相談支援体制強化のための方策

## 1-2.本市の現状

児童相談所の業務は、子どもに関する家庭その他からの相談機能や一時保護機能、措置機能など様々な機能を持っているが、本市においてこうした子ども・子育て支援についてどのように取り組んでいるか、また、中でも特に児童虐待対策について、本市の現状やこれまでの取り組み等について整理する。

## ■子ども・子育て支援への取り組み

本市では「子育てをするなら鹿児島市」を目標として「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する様々な施策を進めている。

同計画では、児童虐待対策の推進についても掲げており、発生予防から早期発見・対応、保護・支援・アフターケアに至る切れ目ない総合的な支援を図ることとしている。

参考：鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（H27.3）

- ・妊娠・出産期から切れ目のない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として策定し、国、県をはじめ関係団体や子育て支援団体等と連携しながら、子どもを持ちたいと希望する人が安心して生み育てることができる社会の構築を図るとしている。
- ・同計画では11の主な取組を掲げており、そのうちの一つの「児童虐待対策の推進」では、「①きめ細やかな相談の実施」、「②関係機関等との連携」、「③児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報」、「④育児不安を抱える家庭への支援」の4つに取り組むこととしている。

(7) 児童虐待対策の推進	主な施策
①きめ細やかな相談の実施	・ 家庭児童相談員設置事業 ・ 育児支援事業（育児相談） ・ 利用者支援事業（基本型） など
②関係機関等との連携	・ 要保護児童対策地域協議会の運営 ・ 関係機関への研修 など
③児童虐待防止の意識啓発 及び通報先の広報	・ 児童虐待防止対策事業 ・ 関係機関への研修 など
④育児不安を抱える家庭への 支援	・ 妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握と支援 ・ 新生児・妊産婦訪問指導事業 ・ こんにちは赤ちゃん事業 ・ 育児支援家庭訪問事業 ・ 地域子育て支援センター事業 など

## 【本市の児童虐待の現状】

- ・本市が受けた虐待相談件数は27年度198件、28年度201件、29年度241件と増加傾向にあり、県中央児童相談所で受け付けた本市域分の相談も合わせた相談件数も同様に増加傾向にある。
- ・全国での児童虐待対応件数に関する資料のうち、県別の対前年度の増減を見ると、鹿児島県は232%と突出し、本県において対応が必要なケースは急速に増加している。この中には本市ケースも含まれており、これらのケースの増加に対しても、必要な対応を十分にとることが必要な状況がある。（平成30年8月30日：厚労省報道発表資料）

## 1-3.児童相談所設置のメリット、効果

## 【中核市に児童相談所を設けるメリット】

- ・基礎自治体である本市のような中核市が児童相談所を設置することにより、身近な相談機関として機能するとともに、児童虐待の窓口の一元化の効果が得られる。  
→一元化することで、情報共有が図りやすくなるほか、対応すべき窓口が明確になる。
- ・その他の理由として、以下の4つの効果が見込める。
  - ① 迅速性、機動性：基礎自治体であることから機動性に優れ、通告から安全確認まで迅速な対応が可能になる。
  - ② 身近な相談窓口：日常的な相談窓口を持つ市が児童相談所を設置することで、児童相談所の相談窓口が住民に近くなり、相談しやすい体制を構築することができる。
  - ③ 他部局課との密接な連携：市の他部局課との関係により、身近な住民情報が入りやすく効果的な対応を行えるほか、市関係機関と連携した見守り、対応を行いやすくなる。
  - ④ 自己完結性：措置や一時保護等が必要な世帯への対応も市内部で完結し、市として切れ目のない一貫した対応が行える。

【本市児童相談所の設置に関して、これまでに関係機関から寄せられた主な意見等】

- ・県児童相談所での新規対応件数が多いため、既存ケースに関する十分な相談ができない、また、虐待による一時保護所の再入所が相当数あることから、指導がうまくできていない可能性がある。（要対協）
- ・市が児童相談所を設置することにより、児童問題に対する相談から援助に至るまでの一元的な対応が可能になる。（児童福祉連絡会からの要望書）

【参考：他都市における児童相談所の必要性の捉え方】

■板橋区

基本構想、基本計画名	(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想(H29.5)
基本方針	すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の児童虐待通告受理件数・一時保護人数が増加している。</li> <li>・子ども家庭支援センター(区の機関)と児童相談所(都の機関)の間で生じる問題への対応が必要となる。(窓口の分かりにくさ、認識の温度差、再度の違い、きめ細やかな対応がしにくい等)</li> <li>・児童福祉法の改正等を踏まえる必要がある。</li> <li>・妊娠・出産・子育て育児に対する一貫した切れ目ない支援が必要である。</li> </ul>

■大田区

基本構想、基本計画名	大田区児童相談所基本構想・基本計画(H30.3)
基本方針	切れ目のない子ども家庭総合支援体制を構築し、おおたの子どもを守ります
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品川児童相談所での相談件数が年々増加しており、その約6割が大田区の案件であるにもかかわらず、区内に児童相談所が設置されていない。</li> <li>・品川児童相談所に一時保護所がない。</li> <li>・特に虐待の相談件数が増えており、虐待対応の強化の必要性がある。</li> <li>・子ども家庭支援センターと品川児童相談所の2機関で、虐待に関する相談を対応しており、対応機関が区民に分かりにくい。</li> <li>・子ども家庭支援センターは、虐待された児童を保護する権限を有していない。</li> </ul>

## 1-4. 児童相談所設置の必要性

本市における児童相談所の必要性について、社会的背景や本市の現状、児童福祉関連の現場の声や他市の捉え方など、様々な視点から整理を行った。

これらをまとめると、中核市として児童相談所を設置する必要性としては、

「市民に最も身近な基礎自治体として、関係部局課との密接な連携により、迅速性や機動力を発揮しながら、こどもと家庭を取り巻く強固な支援体制を構築することができる」

「昨今の社会的な背景や増加する本市の相談・虐待対応件数を踏まえても、本市が主体的にこれらに対応する上で、新たに児童相談所が必要であり、市が持つ子育て関連のノウハウや情報を最大限活かした、市独自の児童相談所が必要ではないか。」

といった理由から、本市が児童相談所を設置する必要性があるのではないかと考える。